

第1回（仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会 会議録

○ 日 時 平成26年6月27日（金）午後7時00分から午後8時45分まで

○ 場 所 西条市役所 庁舎新館4階 404会議室

○ 出席者 委員（15名）

石川季代乃 委員 越智 將文 委員 越智 唯 委員

菊池 修 委員 近藤 嘉博 委員 塩田みどり 委員

白石 澄子 委員 神野 廣美 委員 高橋 典正 委員

野島 貴子 委員 半田 正子 委員 森川 護 委員

山内 政志 委員 山本 貴仁 委員 吉田 啓二 委員

オブザーバー（3名）

徳永 猛（株式会社産業情報支援センター統括マネージャー）

岡田恵理子（社会福祉法人西条市社会福祉協議会地域福祉課長）

正岡 純子（西条市ボランティアセンター）

事務局（5名）

越智 三義（市民安全部長）

膳 茂雄（市民安全部市民生活課長）

井上 直樹（市民安全部市民生活課市民協働推進係長）

辻中 健史（産業経済部商工振興課経営支援係長）

高本 大輝（市民安全部市民生活課市民協働推進係）

○ 会次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 委員紹介（自己紹介）

5 事務局紹介（自己紹介）

6 議題

(1) （仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会について

(2) 委員長及び副委員長の選出について

(3) 委員会の運営等について

(4) 検討内容及びスケジュール（案）について

(5) 市内の市民活動団体の概要について

(6) 他市の市民活動支援センターについて

(7) 次回の委員会について

7 閉会

○ 議題審議要旨

事務局

議題（１）（仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会について事務局から説明する。

『（仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会設置要綱について説明』

この件につきまして何かご質問等はないか。

無いようなので、議題（２）委員長及び副委員長の選出を議題とする。

要綱第５条に「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」と定められているが、この件について、意見はないか。

無いようなので、事務局より提案してよろしいか。

（拍手）

事務局案として、委員長を西条自然学校理事長山本貴仁委員、副委員長を禎瑞環境クラブの白石澄子委員にお願いしたい。

（拍手）

それでは本委員会の委員長は山本貴仁委員に、副委員長は白石澄子委員にお願いする。

委員長

（委員長挨拶）

それでは、議題（３）委員会の運営等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この開設準備委員会は、一般の方にも傍聴できるよう公開とし、委員会の日程、委員名簿、会議録要旨及び報告書については、市HP等で公開することとしたい。

また、会議の傍聴にあたり、「（仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会会議傍聴要領」を定めたい。

委員長

事務局からの説明について、質問等はないか。

森川委員

「（仮称）西条市市民活動支援センター開設準備委員会会議傍聴要領」はいつから施行するのか。

事務局

委員の了承が得られるのであれば、本日からの施行としたい。

委員長

それでは、議題（３）については、事務局からの説明のとおり実施するということでよいか。

（異議なし）

それでは、議題（４）検討内容及びスケジュールについてであるが、内容については、支援センターの役割、機能、位置、運営形態などについて検討し、その結果を市長に報告するということだが、

センターの役割、機能といったところが重要だと考える。それによって運営形態も決まってくると思うが、まず、市民活動とは、どの範囲までを想定しているのかについて、意識を揃える必要がある。

参考資料としてNPO法人の特定20分野についての資料をつけてあるが、この20分野が公益的な市民活動の範疇に相当するのではないか。

菊池委員

NPO法を最初に作った時の分野は13分野だった。それから少しずつ増えて、今は20分野であるが、もう増えないだろう。

公益的な活動とは何かという議論はNPO法を作る時の国会でずいぶん議論され、一応定義としては不特定多数の利益を公益とする。その公益に関わる活動を分野別に分けるとこの20の分野となる。そして、どの範囲までを想定すればよいのかということについては、法人だけということはないと思う。NPOというものは、広く解釈すると自治会や町内会も入る。NPOとは、営利を目的としない組織という意味であるから、PTAのような組織まで含むという話はあるが、そこの線引きが明確になったものは学術的にもない。そういう意味では、市民活動というものをどこまで含めるかについては、協議して決めた方がよいと思う。

委員長

今、この場にいる委員も多様な市民活動の主体であると思う。ボランティア団体、企業の方もいる。不特定多数の利益につながるところで公益的な活動を考えれば普段、各委員が取り組んでいる活動は、市民活動の範疇に入ってくるのでないか。

大企業においてもCSRの活動が盛んになってきているといった中で、どこまでを市民活動の範疇とするかということは、当然議論する必要があるが、NPO法人の20分野を参考にして、こういう分野が市民活動に関わってくるというところを意識しておこう。

菊池委員

補足するが、不特定多数の利益という解釈も難しい。例えば難病の人を支援する活動というのは、特定少数者の支援である。また、特定の会員にしかサービスをしないような活動もある。これらは、不特定多数ではないという考えもあるが、解釈としては、難病ではないが、将来的には難病にかかるかもしれない、あるいは会員サービスというものは、会員になるための制限を設けないということが認められれば、不特定多数の利益と考えてよいのではないかと議論もある。

委員長

ここまで議論してきたが、支援センターを開設することは、決まっているということなので、センターの開設に向けて、役割、機能、

運営形態を検討していこうということが、我々委員に課されているということ、皆で認識しておこう。

議題（４）検討内容及びスケジュール（案）については、事務局が案を作成しているようだが、これは、委員会での協議状況に応じて、皆で話し合っ決めていくということによいか。

事務局

構わない。

菊池委員

来年の当初予算に間に合うのか。

事務局

平成 27 年度当初でなく、平成 27 年度中の開設を目標として、補正予算で対応することも想定している。

委員長

検討内容とスケジュールについて意見はあるか。

菊池委員

センターが設立した時に、条例や指針等の設置根拠が必要なると思うが、その案をつくることも必要ではないか。

また、市民活動団体に対する助成金・補助金の制度についての議論も必要ではないか。

全国的には、助成金は公募・公開審査に変えていこうとする動きがある。全てを変えることは難しいと思うが、特に市民活動に関する現状の助成金制度は、もう少し見直してみるとか、あるいは、いわゆる公募型の助成金制度を新たに作るといった議論もこの場でした方がよいのではないか。

委員長

委員会の後半には、そういった議論も必要だろう。

支援センターの設置に関する根拠についてはどうか。

事務局

設置場所にもよるが設置条例等の法的根拠は必要になる。

委員長

では、議題（５）市内の市民活動団体の概要について事務局に説明をお願いします。

事務局

事務局で把握している市内の団体を資料として添付している。これらの団体は、NPO 法人、市が補助金を出したことがあるボランティア団体、ボランティア連絡協議会に加盟している団体であり、事務局が連絡を取ることが可能な団体を一覧としているが、事務局で把握していない団体もかなりの数があると考えている。

委員長

そもそも NPO とは何かという意見もあると思うがいかがか。

越智唯委員

営利を目的としない団体ということは知っている。私もボランティア活動を最終的には NPO 法人としたいと考えているので NPO 法人について勉強しているところである。

委員長

NPO は誤解されているところもあると思う。利益を出してはいけないとか、しかし、利益を出さずにどうやって継続して活動するかといった課題もある。NPO 法人の運営については、いかがか。

半田委員 N P O 法人は、企業と変わらない事業もできるが、活動によって得た利益を分配してはいけない。法人を設立した時の本来の目的、社会に様々な貢献をするという趣旨があるが、活動で得た利益は、その目的を達成するための活動費用とするという点が企業とは違う。

私は、ボランティアだけで活動をずっと続けることはできないと思う。人が動き、様々な活動をしようとするほど費用がかかる。その費用をどこから捻出するかが常に課題であり、事業計画を立て、知恵を絞り、助成金の活用など、あらゆることを考えて活動している。しかし、基本的に活動すること自体を楽しみ、よろこびであって、それをみんなで広げていこうと、そういうことに共感してくれる人が増えれば、また支援してくれる人も増えるだろうと、そういう形でなんとか継続し、維持していく工夫を続けなければいけないと思う。

委員長 N P O というものは、あらゆるグループを N P O と呼んでいいと思うが団体としての法人格を持っているかどうかの違いが出てくる。

福祉の分野については、塩田委員いかがか。N P O 法人化する以前はどのように活動していたのか。

塩田委員 以前は、厚生労働省の助成金を活用し、障害者小規模作業所を運営していた。

委員長 助成金の話が出たが、N P O の活動には助成金が非常に大きな収入の手段となってくると思う。仕事をしながら、N P O のスタッフとして働いている方もいるし、N P O から給料をもらい、専従で働いている方もいる。

神野委員 N P O に話が偏っているが、支援センターは N P O を中心に考えているのか。

福祉の分野は、地域でそれぞれが小さなグループで活動している団体が多い。学校ボランティア等のボランティアグループもたくさんある。そういった団体も支援するセンターとするのかを聞きたい。

また、他市において、こういったセンターが設置され、センターに所属する、ボランティア連絡協議会にも所属するという一方で、ボランティア連絡協議会が解散した例もある。やはり、既存の組織を壊すようなセンターになるべきではない。

菊池委員 N P O は N P O 法人のことだという誤解が一般的にあるが、N P O を支援するということは、非営利組織全部を支援することになる

吉田委員

ので、NPO法人を支援するというセンターではない。

これから検討するセンターは、NPO法人をサポートするだけではないだろう。そのあたりの市の考えはいかがか。

事務局

現在、NPO法人は西条市に20団体あるが、この20団体だけのためにセンターを設立するわけではない。

センターの支援対象については、これから議論する必要があるが、自治会もボランティア団体もNPOであり、法人格があればNPO法人である。先ほど、例示したNPO法人の20分野のような活動をしている団体はもちろん、地域課題を解決するためにビジネス手法を取り入れたコミュニティビジネスというものも対象にしてもよいと考えている。また、企業のCSR、社会貢献活動、そういったものをお手伝いするセンターであってもいいと考えているが、これからの委員会の中で議論していただきたい。

委員長

センターの支援対象について意見はないか。

吉田委員

NPO法人の20分野を例示して困惑したかもしれないが、市民活動全般を対象とするセンターを設立するという考えでよいのではないか。

菊池委員

ボランティアセンターとNPOセンターはどう違うのかという議論もあるが、基本的には volunteer というのは-er が付いており、個人を支援するセンターで、NPOセンターというのは organization を支援するところであるから、組織を支援するということになるかと考える。

しかし、社会福祉協議会のボランティアセンターもどちらかという組織支援になっており、多少、重複する部分は出てくるが、そこは連携していけば良いので、基本的な考え方としてはボランティアセンターというのは個人を支援する、NPOセンターというのは組織を支援するということで整理しておいてはどうか。

委員長

既に西条市ボランティア連絡協議会に50団体が加盟しているということなので、これから設立しようとする支援センターは、これまで培われてきたことを活かすべきであり、より活動しやすくなるようなものであるべきである。

団体設立の相談や団体への助成金情報の収集機能であるとか、皆が活動している中で、不便であったことや課題を解決することが、そのままセンターの役割になれば、このセンターが設立される意義があると思う。

次に議題（5）他市の市民活動支援センターについて、事務局か

事務局

ら説明をお願いします。

現在、県内には、松山市、今治市、新居浜市、四国中央市、八幡浜市にセンターがある。

基本的には公共施設内にセンターがあるが、今治市は元ビジネスホテルをセンターとして利用しているので、NPO法人などが入居できるインキュベーション機能があるのが特徴的である。

ハード面では、会議室、作業スペースや交流スペースの広さといったところに差があるが、センターがそれぞれ持っている機能としては、大きな違いはない。

常時2～3名のスタッフが勤務し、予算規模は、平均して1,000万円前後であり、人件費に多くの費用が掛かっている。それだけ、運営している団体やスタッフが重要になってくるという印象がある。

また、昨年度に県外にも視察に行ったが、久留米市のセンターは商業施設の中にセンターがあり、以前は商店街にセンターがあったそうだ。

県内、県外を含め、センターは、NPO法人が運営しているところが多く、センターの開設準備に併せて運営主体となるNPO法人の設立を並行して行っていたようだ。

市内には、20のNPO法人があるが、このようなセンターの運営に特化した法人はなく、運営主体をどうするかという問題は出てくると考えている。

委員長

西条市ボランティア連絡協議会は、どのような機能と体制で運営されているのだろうか。

オブザーバー

西条市社会福祉協議会がボランティア連絡協議会の事務局を担当しており、現在50団体が加盟している。活動としては、団体相互の連絡・協調、情報交換といった活動が中心である。

理事会を年に3回程度実施しており、ボランティアフェスティバル開催に向けて、お互いの連絡交換が主な事業になっている。

また、啓発冊子として、「広がれボランティアの輪」という冊子を作成し、累計約4,000冊を市内各地に配布している。

委員長

運営体制については、常勤スタッフがいるのか。

オブザーバー

事務局が社会福祉協議会にあるが、西条市ボランティア連絡協議会は、ボランティア団体であり、理事が10名いる。その内の1人が社会福祉協議会の職員である。

委員長 西条市のセンター設立は、後発ということになるので、市内の既存の組織や機能を活かして、他市のセンターも参考にし、様々な事例を学びながら検討していけばよいのではないかと。

菊池委員 少し整理をしたい。いわゆる市民活動センターというものは、全国に300くらいあるが、形態的に公設公営と公設民営、民設民営というタイプがある。公設公営は全国でも少なく、ほとんどが公設民営である。これまでの説明を聞くと公設民営を想定しているようだが。

吉田委員 公設民営の中でも、センターの立上げから2～3年、行政の担当課から1人くらいセンターで働くという方法をとれば、人件費も非常に助かるだろうし、情報交換であるとか、行政の持っている力を大いに活用できるのではないかと。

菊池委員 ほとんどのセンターが公設民営で民間に委託しているが、担当課の事務所そのものがその建物の中に移転し、一緒にやっているというところが増えてきている。だから行政の職員が担当するブースと市民活動団体が受託しているブースが隣接している。

委員長 市民活動支援センターと聞くと、すごく新しいというイメージがあるが、市内で最も市民活動に長く関わり、地域で活動してきたのは自治会だと思うが、高橋委員いかがか。

高橋委員 NPO法人には、20の活動分野というものがあるが、自治会の場合は、青少年を健全に育成する青少年健全育成部、それから人権を守り育てる人権部、また環境を良くしようとする環境部、他にも体育部というような各分野を担当する部が自治会の中にある。また、消防団、学校関係、土地改良区、公民館といった各種団体が関わり、行政とも協力しながら、自治を行い、地域力を向上させるのが自治会であると考えている。

委員長 予定の時間を過ぎていますが、本日の議論を少し整理したい。
まだ、結論は出ていないが、支援センターの支援対象は、広い範囲で対象とする。
そして、西条市を良くしようとする団体と行政が、また団体同士が連携し、活動していくための拠点となるセンターを設立するために、センターの機能等をこれから議論していくということである。
そのためにもこれから皆で勉強しないといけないことも多いと思うがよろしくお願ひしたい。
では、次回の委員会はどのようにするのか。

事務局

これまでの説明と資料だけでは、市民活動支援センターというものをイメージすることが難しいと思うので、次回の委員会では、新居浜市のまちづくり協働オフィスを視察し、市民活動支援センターのイメージを共有したいと考えている。

委員長

新居浜市のセンターを視察するという事で、スケジュールを調整し、日程が決まれば、各委員に連絡するという事でよいか。

(異議なし)

「了」